

Ⅱ 地域型保育事業

(入所児処遇)

II 入所児処遇関係

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
1 保育の状況	<p>1 利用乳幼児支援の充実を図ること</p> <p>2 保育時間の設定を適切にすること</p> <p>3 延長（長時間）保育の状況が適正なこと</p> <p>4 障害児保育の状況が適正なこと</p> <p>5 定員を超えて乳幼児を入所させないこと</p>	<p>(1) 利用乳幼児の発達に応じた適切な保育を行うこと。</p> <p>(2) 利用乳幼児の保護者との連絡（登所、降所等）が適切に実施されていること</p> <p>家庭的保育事業における保育時間は1日につき8時間を原則とすること。利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めることができること。</p> <p>(1) 就業形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、事業所の開所時間を超えた保育を行い、利用乳幼児の向上を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 職員の配置等を適切に行い、また、利用乳幼児の処遇上に問題のないこと。</p> <p>(3) 保護者負担額が適正であること。</p> <p>(1) 障害児保育の推進を図るなど、利用乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とすること</p> <p>(2) 職員の配置等を適切に行い、また、利用乳幼児の処遇上に問題のないこと。</p> <p>(1) 定員外の私的契約児を置かないこと。</p> <p>(2) 待機の状況にある場合には、定員を超えて入所させることができること。</p> <p>ア 年度当初 認可定員の20%まで</p> <p>イ 年度前半 認可定員の25%まで</p> <p>ウ 年度後半 認可定員の25%を超えて入所させることができること。</p> <p>(3) 定員を超えて入所させる場合にも、最低基準その他の法令を遵守すること。</p>	<p>◎市条例53号 第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>◎市条例53号 第26条 家庭的保育事業者は、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)第50条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>◎市条例53号 第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>◎市条例53号 第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。</p> <p>◎市条例53号 第31条、第33条、第37条、第47条、第49条(準用)</p> <p>◎保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児保第3号児童家庭局保育課長通知)</p> <p>2 私的契約児の入所について 私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。</p> <p>◎私的契約児の入所について(平成10年11月19日北九保生育第492号 北九州市保健福祉局長通知)</p> <p>2 私的契約児を入所させる要件について</p> <p>(1) 認可定員の範囲内であること。</p> <p>(2) 新たな保育の実施により認可定員を超える場合は、速やかに私的契約児を解消すること。</p> <p>(3) 私的契約児を含めて児童福祉施設最低基準が遵守されていること。</p>	<p>認可書</p> <p>利用乳幼児名簿</p> <p>利用乳幼児出欠表</p> <p>給食日誌</p> <p>入所決定通知書</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
2 全体的な計画・指導計画	<p>1 管理者等を中心に全体的な計画を策定すること</p> <p>2 全体的な計画に基づき指導計画を作成すること</p>	<p>全体的な計画の策定に当たっての留意事項は次のとおりであること。</p> <p>ア 全職員に保育機能の重要性を認識させた上で事業者が中心となり決定すること。</p> <p>イ 地域性や時代の要請を十分考慮すること。</p> <p>ウ 利用乳幼児の生活状況等の把握を十分行うこと。</p> <p>(1) 子どもの実態に合わせ、発達段階を踏まえ、利用乳幼児の興味や欲求を把握してその時期に望ましい活動をさせるのが保育であり、その目的を達成するために入所から退所までの間に指導することが望ましい保育内容を選択し配列し、全体として一貫性を持たせたものが指導計画であること。</p> <p>(2) 指導計画の作成にあたっては、各事業所で定める保育方針に基づいて、事業者を中心に全職員が協議をしながら保育目標を定め、その実現を目指して、年齢毎・領域毎に計画を立てていくこと。</p>	<p>(4) 保育所運営費の保育単価の額を利用料（以下「利用料」という。）として徴収すること。</p> <p>(5) 徴収した利用料は、保育所施設会計の収入とすること。</p> <p>(6) 入所させる場合は、事前に保健福祉センター及び保育課に文書で届出ること。</p> <p>◎市条例53号 第19条 家庭の保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p>◎保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号） 第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成 ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p> <p>(2) 指導計画の作成 ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p> <p>イ 指導計画の作成にあたっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育暦、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p> <p>ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるよう</p>	<p>保育方針 全体的な計画書 指導計画書 年間指導計画書 月間指導計画書 週案、日案 保育日誌、 クラス日誌</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 年間（期間）・月間指導計画及び週案・日案等をそれぞれ作成すること</p>	<p>(1) 全体的な計画に基づく保育を展開するための具体的な計画として指導計画を作成すること。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たって、保育所保育指針では概ね次のような留意事項があること。</p> <p>ア 長期的なものと同期的なものを関連させながら、保育が適切に展開されるようにすること。</p> <p>イ 子ども一人ひとりの育ちを理解したものであること。</p> <p>3歳未満児は個別に計画する必要があること。</p> <p>ウ 長期的なものは、子どもが順調な発達を続けていけるようにし、生活に変化と潤いを持たせるよう季節、行事等も考慮すること。</p> <p>エ 短期的なものは、子どもの実態や生活に則したものとし、生活の流れに調和したものとすること。</p> <p>オ 障害児の保育は、他の子どもとの生活を通して両者が健全に発達するよう指導計画の展開を柔軟にすること。</p> <p>カ 家庭、地域社会と連携して展開できるようにすること。</p> <p>キ 多様な保育需要の特性や実情に応じて柔軟な対応ができるようにすること。</p> <p>ク 組の編成に応じて個々の子どもの観察や援助の内容に配慮すること。</p> <p>ケ 子どもの連続的な発達を考慮して、入学に向かって自信と積極性をもって生活できるようにすること。</p> <p>コ 計画に基づいて行われた保育の過程を反省評価し、その改善に努めること。</p>	<p>にすること。</p> <p>エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p> <p>オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p> <p>カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p> <p>キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。</p> <p>(3) 指導計画の展開</p> <p>指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。</p> <p>イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。</p> <p>エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>4 指導計画の評価・反省を行い、その改善に努めること</p> <p>5 個々の利用乳幼児ごとに記録票等が整備されていること</p>	<p>(1) 指導計画に基づき、保育が行われているか確認すること。</p> <p>(2) 指導計画については可能な限り複数の職員で評価する機会を設けること。</p> <p>(3) 評価に基づく反省等を十分に活かすこと。</p> <p>記録票等が適切に記録され、個々の利用乳幼児の実態及び指導の経過が明らかこと。</p>	<p>(4) 保育内容等の評価</p> <p>ア 保育士等の自己評価</p> <p>(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。</p> <p>(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。</p> <p>イ 保育所の自己評価</p> <p>(ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。</p> <p>(ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。</p> <p>(5) 評価を踏まえた計画の改善</p> <p>ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。</p> <p>イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>◎市条例53号 第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	<p>乳幼児(記録)票 保育原簿</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
3 健康管理	<p>1 入所時に健康診断等を行うこと</p> <p>2 少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を適切に行うこと</p>	<p>(1) 個々の乳幼児について、既往症、ツベルクリン反応、予防注射の実施状況を入所前に把握すること。</p> <p>(2) 入所時の健康診断を適切に行うこと。</p> <p>(3) 健康診断の実施内容については学校保健安全法に規定する内容に準じて行うこと。</p> <p>(1) 定期健康診を少なくとも1年に2回適切に行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて臨時の健康診断を適切に行うこと。</p> <p>(3) 健康診断の実施内容については学校保健法に規定する内容に準じて行うこと。</p>	<p>◎市条例 第53号 第17条</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>◎学校保健安全法 第13条、第17条</p> <p>◎学校保健安全法施行令 第2条</p> <p>1 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 栄養状態 二 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無 三 視力及び聴力 四 眼の疾病及び異常の有無 五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 七 その他の疾病及び異常の有無 <p>◎学校保健安全法施行規則 第5条</p> <p>1 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。</p> <p>2 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者(第6第3項第4号に該当する者に限る。)については、おおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。</p> <p>◎学校保健安全法施行規則 第6条</p> <p>1 法第13条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 身長及び体重 二 栄養状態 三 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 視力及び聴力 五 眼の疾病及び異常の有無 六 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 八 結核の有無 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿 十一 その他の疾病及び異常の有無 	<p>健康診断記録 身体発育記録</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 利用乳幼児の発育状態を的確に把握すること</p> <p>4 利用乳幼児の日々の健康観察を十分行うこと</p> <p>5 健康管理に係る必要な処置をとること</p>	<p>毎月、身長、体重を測定し、発育の状況を把握し、発育の状態が良くない児童に、特に注意を払うこと。</p> <p>(1) 登所時や降所時において、健康状態や服装等の異常の有無等について十分観察するとともに、保護者から子どもの状態について報告を受けること。また、保育中も、顔色、機嫌、元気等について注意を払うこと。</p> <p>(2) 子どもの身体を観察するときは、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ具合等を併せて観察し、身体的虐待や不適切な養育の発見に努めること。</p> <p>(1) 次の処置等を適切にとること。 ア 疲労の状態に応じ、適宜休息をとること。 イ 午睡をさせること。 ウ 温度と衣類等の調節を適宜行うこと。 エ 室内の換気、採光等に十分注意を払うこと オ 日光浴や外気浴を十分に行うこと。 カ 清掃、消毒を十分に行うこと。 キ 設備、備品等は子どもの体位にあっていること。 ク 感染症の発生状況等に絶えず注意を払うこと。</p> <p>(2) 医薬品を備え付けること。</p>	<p>◎保育所保育指針 第3章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 (2) 健康増進 ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。 イ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。 (3) 疾病等への対応 ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 エ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>◎市条例 第53号 第14条 3 家庭的保育事業所等は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>身体発育記録 保育日誌 児童(記録)票 連絡帳</p>

事項	内容	解説	根拠法令等	書類等
4 安全管理	6 衛生管理を適切に行うこと	(1) 寝具等は清潔を保つように配慮すること。(日光消毒、シーツ洗濯等) (2) 乳児のオムツ交換を十分に行うこと。 (3) 全職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。	◎市条例 第53号 第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所等は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	
	1 事業所への登所、降所等における安全管理を適切に行うこと 2 事業所内外の保安に十分な注意を払うこと	(1) 事業所への登所や降所は、原則として保護者が責任をもって行うこと。 (2) 保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認すること。 (1) 安全管理に関し職員会議等で取り上げるなど職員の共通理解を図ること。 (2) 乳幼児の安全管理に関し職員の役割を明確にした協力体制のもと事故防止にあたること。 (3) 職員体制が手薄の時は、特に安全に対して注意すること。 (4) 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知すること。 (5) 来訪者用の入口・受付を明示して、外部からの人の出入りを確認すること。 (6) 防災・防犯のための避難訓練等を実施すること。 (7) 危険箇所等がないか、次の事項について安全を確認すること。 ア 階段、ベランダ、窓等からの転落防止 イ 床等の破損や段差等 ウ 非常口、非常階段の管理 エ ガラスの破損防止 オ ベッドからの転落防止	◎保育所保育指針 第3章 健康及び安全 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 (1) 環境及び衛生管理 ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。 イ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 ◎児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号児童家庭局総務課長通知） (別添一2) 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 1 日常の安全管理 (職員の共通理解と所内体制) ○安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。 ○児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。 ○職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。 ○万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。 ○来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。 ○防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。 (関係機関等との連携) ○市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。 ○関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど周知徹底しているか。 ○近隣の個人、保育所、幼稚園、学校等と相互に情報交換する関係になっているか。 (施設・事業者と保護者の取り組み) ○児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、屋外活動に当たっての注意事項を職員が指導しているか。また、家庭でも話し合われるよう働きかけているか。 (施設設備面における安全確保) ○門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>3 緊急時の安全確保について体制の整備を図ること</p>	<p>カ 家具、備品等の転倒防止 キ 棚等からの落下物の予防ク 暖房器具、湯沸器具等の危険防止 ケ 便所、手洗場等の安全性 コ 扉、戸等の危険防止 サ 屋内外の遊具の安全性 シ 砂場、プール等の安全性 ス マンホール、排水溝、用水路等の危険防止 セ その他乳幼児の行動上危険なもの障害になるものの排除 (8) 遊具等の安全確認を定期的実施すること。 (9) 安全推進員を選任していること。(常時 10 人以上の労働者を使用する事業所の場合)</p> <p>(1) 事業所周辺における不審者等の情報が入った場合、職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する等の措置をとる体制を整備していること。 (2) 事業所内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、直ちに職員が協力体制を取り人身事故が起きないよう事態に対応等の体制を整備していること。</p>	<p>○危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。 ○自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。 (近隣地域の危険箇所の把握と対応) ○日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。 (保育所の通所時における安全確保) ○児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。 ○ファミリー・サポート・センターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。 (保育所の所外活動における安全確認) ○危険な場所、設備等を把握しているか。 ○携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 (保育所の安全に配慮した施設開放) ○施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意を喚起しているか。 ◎社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) ◎児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について(平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829002 号) ◎労働災害を防止するための安全の担当者の配置等について(平成 26 年 3 月 28 日基発 0328 第 7 号) ◎児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 4 0 2 号児童家庭局総務課長通知) (別添一) 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目 2 緊急時の安全確保 (不審者情報がある場合の連絡等の体制) ○施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。 ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。 ・児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する。 ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。 ・児童の安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を得ている。 (不審者の立入りなど緊急時の体制) ○施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。 ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。 ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。 ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	4 事故防止に十分な注意を払うこと	<p>(1) 利用乳幼児の習癖、性向などの実態を常に把握して、指導にあたっては、個人差に即したものにするなどの適切な配慮をすること。</p> <p>(2) 身体の異常やけがの発生時等における対応が適切に行われるよう、医師や家庭への連絡体制を整備すること。</p> <p>(3) 緊急薬品等の備えや、正しい処置を行うための訓練等を行うこと。</p> <p>(4) 事故が発生した場合、適切な処置をとること。</p> <p>(5) 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づいて報告していること。</p>	<p>・警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。</p> <p>◎児童福祉施設における事故防止について（昭和46年7月31日児発第418号児童家庭局長通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設においては、入所児童の習癖、性向などについてつねにその実態を把握し、指導にあたっては、個人差に即したものにするなどの適切な配慮をすること。 2 児童福祉施設従事者の研修、訓練に努め、児童処遇上必要な知識・技能の向上を図ること。 3 消防署、警察、病院等関係機関との連絡を密にして、緊急の場合には適切な協力体制がとれるよう配慮すること。 4 その他児童福祉施設最低基準の趣旨、目的を尊重するなど児童の安全管理に努めること。 <p>◎保育所保育指針</p> <p>第3章 健康及び安全</p> <p>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(2) 事故防止及び安全対策</p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>◎特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号連名通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故が発生した場合の報告について 特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）学校事故対応に関する指針（平成28年3月31日付け27文科初第1785号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。 2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲 ・特定教育・保育施設 	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>5 非常災害対策を適切に行うこと。</p> <p>6 安全計画を策定すること</p>	<p>(1) 避難・消火訓練を少なくとも毎月1回は実施すること。</p> <p>(2) 午睡時間における避難訓練を年1回は実施すること。</p> <p>(3) 火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定めなくてはならない。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するために、各年度において、当該年度が始まる前に、安全に関する事項について年間スケジュール（安全計画）を各施設において定めること。</p> <p>安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。</p> <p>取組内容については、下記のようなものが考えられる。</p> <p>ア 施設・設備、園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検</p> <p>イ マニュアル（重大事故防止、災害時、救急対応時、不審者対応時等）の策定・共有</p> <p>ウ 利用乳幼児への安全指導</p> <p>エ 保護者への説明・共有</p> <p>オ 実践的な訓練や研修の実施</p> <p>カ 再発防止の徹底</p> <p>(2) 安全計画は、常勤職員だけでなく非常勤職員を含む全職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施すること。</p> <p>(3) 利用乳幼児の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知すること。</p> <p>また、保護者と円滑な連携を図られるよう、安全計画等は公表しておくことが望ましい。</p>	<p>・幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）</p> <p>・特定地域型保育事業</p> <p>・延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業</p> <p>・認可外保育施設</p> <p>3. 報告の対象となる重大事故の範囲</p> <p>・死亡事故</p> <p>・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）</p> <p>◎市条例 第53号 第7条</p> <p>家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、訓練を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。</p> <p>◎市条例 第53号 第7条の2</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>◎保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日事務連絡 厚生労働省子ども家庭局保育課通知）</p>	<p>消防計画（各災害ごと） 避難・消火等訓練記録</p> <p>安全計画 関連マニュアル 研修記録等 ヒヤリ・ハット事例報告</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
5 家庭及び地域社会との連携	<p>7 自動車を運行する際には児童の所在を確認すること。</p> <p>1 家庭と事業所相互の連携を十分に図ること</p>	<p>(4) 再発防止の徹底のために、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるとともに、事故が発生した場合は原因等を分析し、再発防止策を講じマニュアルへの反映及び職員間の共有を図ること。</p> <p>(5) PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 利用乳幼児の通園や園外活動等のために自動車を運行するすべての場合において、児童等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。</p> <p>(2) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時に利用乳幼児の所在を確認すること。(座席が2列以下を除くすべての車が安全装置に係る義務付け対象となる。 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること。)</p> <p>(1) 家庭と事業所相互の理解を深め、保育効果の向上を図るため、家庭との連携を緊密に行うこと。 ア 事業所だよりを毎月だすこと。 イ 連絡帳を十分活用すること。 ウ 保護者との懇談会等を開催すること。 エ 各種行事や親子の集い等保護者との連携、話し合いの場をより多く設定するなどの配慮がなされること。 オ 給食献立表を家庭に配布する等、給食への理解と家庭での食生活との連携を深めるための配慮がなされること。 カ 保育料徴収金以外に保護者負担金を徴収しないこと。(延長保育、一時的保育を除く。)</p> <p>(2) 事業所における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡ができるように体制を整えておくこと。 また、保護者がこれらの情報を事業所に伝えるように協力を求めること</p>	<p>◎市条例 第53号 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の所在の確認に限る。)を行わなければならない。</p> <p>◎市条例 第53号 第5条第2項 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>◎保育所保育指針 第4章 子育て支援保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健全やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 (1) 保育所の特性を生かした子育て支援 ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。 イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。 (2) 子育て支援に関して留意すべき事項 ア 保護者に対する子育てにおける地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。</p>	<p>入園のしおり 園だより 連絡帳 保護者との懇談会記録 給食献立表</p>

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
	<p>2 保育計画等に基づいて地域交流等を行うこと</p>	<p>(1) 保育は地域社会と連携して展開されることが望ましいので、指導計画の作成に当たっては、この点に十分に配慮をすること。</p> <p>(2) 地域の自然、人材、行事や公共施設などを積極的に活用し、子どもが豊かな生活体験ができるように工夫すること。</p> <p>(3) 保育計画等に基づいて地域交流を行うこと。</p> <p>ア 事業所の開放</p> <p>イ 育児相談</p> <p>ウ 事業所行事への招待</p> <p>エ 地域行事への参加</p> <p>オ 地域活動事業の実施 等</p>	<p>イ 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持すること</p> <p>2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援</p> <p>(1) 保護者との相互理解</p> <p>ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促すこと。</p> <p>(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援</p> <p>ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。</p> <p>イ 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>ウ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援</p> <p>ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。</p> <p>イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</p> <p>3 地域の保護者等に対する子育て支援</p> <p>(1) 地域に開かれた子育て支援</p> <p>ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。</p> <p>イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。</p> <p>(2) 地域の関係機関等との連携</p> <p>ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。</p> <p>イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。</p>	

事 項	内 容	解 説	根 拠 法 令 等	書 類 等
6 保育所等との連携	<p>3 関係機関との連携を十分に図ること</p> <p>連携協力を行う保育所等を適切に確保していること</p>	<p>(1) 日頃から地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるように努めること。</p> <p>(2) 保育士は、保護者に対して、子どもを対象とした地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努めること。</p> <p>(1) 集団保育を体験させるための機会の設定、相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じ、家庭的保育事業者等に代わって代替保育を提供すること。</p> <p>(3) 保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>◎市条例 第53号 第6条</p> <p>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	